



2019年5月8日

各位

会社名 国際チャート株式会社
 代表者名 代表取締役社長 中之庄 幸三
 (コード番号 3956)
 問合せ先 経営管理統括部長 川澄 洋一
 (TEL. 048-728-8169)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるナカバヤシ株式会社（以下「ナカバヤシ(株)」といいます。）について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(2019年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ナカバヤシ(株)	親会社	51.3	—	51.3	株式会社東京証券取引所市場第一部

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社の親会社はナカバヤシ(株)であり、ナカバヤシ(株)は当社の議決権を51.3%所有しております。

(1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け

当社は、親会社の企業グループにおいて、ラベル紙、記録紙、検針紙などの紙加工事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。

(2) 親会社等の企業グループとの役員の兼務状況について

当社の取締役5名及び監査役4名のうち、親会社であるナカバヤシ(株)及びその企業グループの役員を兼ねる者は4名であり、うち1名は当社の代表取締役及び同社の専務取締役等を兼任しております。

(役員の兼務状況)

(2019年3月31日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
代表取締役社長	中之庄 幸三	■親会社 ナカバヤシ(株) 専務取締役 ■親会社の関係会社 (株)八光社 代表取締役	親会社等での豊富な経験、見識等を当社の事業運営に活かすため
取締役	荻野 孝	■親会社の関係会社 日本通信紙(株) 取締役	豊富な経験、見識等を当社の事業運営に活かすため
取締役 (非常勤)	岡野 秀生	■親会社 ナカバヤシ(株) 常務取締役 ■親会社の関係会社 日本通信紙(株) 代表取締役	当社事業に関する助言を得るため
監査役 (非常勤)	作田 一成	■親会社 ナカバヤシ(株) 常務取締役	親会社での豊富な経験、見識等を当社の業務執行の監査等に活かすため

(注) 2019年3月31日をもって、取締役岡野秀生氏は辞任により退任いたしました。

(3) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約・リスク及びメリット

当社は、経営の独立性を保ちながら、ナカバヤシグループの一員としての成長を目指しております。親会社等のグループと技術交流、材料調達等のシナジーを発揮出来る分野では最大限の協力を行っておりますが、ナカバヤシグループとの取引量は大きいものではないことから、当社の事業運営が、親会社等の企業グループの動向により大きく影響や制約を受けることはありません。

(4) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、親会社等のグループ各社と広範な事業協力関係にあります。当社主体の事業運営体制の下で事業を遂行するとともに、各社が独立した企業であることを基本的な考え方として、グループ企業との取引においては各社と個別協議により取引条件を決定しております。

(5) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社独自の事業運営体制にて自由な事業活動を展開しつつ、親会社等との間でシナジーを発揮出来る分野においては、最大限の共存共栄を目指す事業展開をしており、十分に独立性は確保されていると認識しております。

3. 親会社等との取引に関する事項

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ナカバヤシ(株)	6,666	ビジネスプロセスソリューション事業、コンシューマーコミュニケーション事業、オフィスアプリケーション事業、エネルギー事業等	(被所有) 51.3 [-]	同社商品の購入及び当社製品の販売等	印刷物等の購入(注2)	6,032	買掛金	1,124
						資金の貸付(注3)	600,000	短期貸付金	-
						受取利息	1,312		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。また、期末残高のうち「買掛金」には消費税等が含まれております。
2. 取引条件については、両者で市場動向その他を勘案して協議の上決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引関係については、他の取引先と同様の競争原理に基づき、透明性を保った公正かつ公平な手続きにより、市場価格等を勘案して協議の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。したがって、少数株主の保護を尊重した経営がなされていると認識しております。

以 上